



職場からの声を受け、地本は重大な決意で臨みます！

東地申
第74号
7月4日

「JR東日本輸送サービス労働組合に対する支配介入を直ちに止め、大田運輸区分会執行委員長への異動に対する懲憑の撤回と取り消しを求める緊急申し入れ」を行う！

1. JR東日本輸送サービス労働組合大田運輸区分会執行委員長への異動に対する懲憑を撤回し、事前通知の手交を行わないこと。
2. 今申し入れに対する団体交渉は、2023年7月14日までに開催すること。

申し入れの根拠

- ・異動の懲憑を行ったことは、分会の最高決定機関である分会大会で全組合員からの信任を得て執行委員長に就任をしていること、また、また分会規約において任期は1年と定められており、任期途中での異動は、職場での労働組合活動を軽視しているものであり支配介入であること！
- ・大田運輸区発足時から執行委員長として就任し、組合員の雇用と利益を守るために憲法28条の勤労者の団結権に基づき最先頭で活動する重要な任務を担っていること！
- ・昨年11月25日に東京都労働委員会に救済申し立てを行い、田町運輸区分会執行委員長（当時）に行った2021年12月1日付の強制配置転換の撤回を求め、現在も審議は継続中となっている！同じことを会社は繰り返そうとしていること！



大田運輸区分会執行委員長に対する異動の懲憑は当該の執行委員長個人の問題ではなく、大田運輸区分会全組合員とJR東日本輸送サービス労働組合への運営に対する支配介入であり不当労働行為だ！東京都労働委員会において田町運輸区分会執行委員長に対する異動について審議中の事柄であり、大田運輸区分会執行委員長に対する異動の懲憑は到底認められない！

人事権を濫用したJR東日本輸送サービス労働組合への支配介入の是正と大田運輸区分会執行委員長に対する異動の懲憑の撤回を求め、地本は2点申し入れました。